

THE KOTO SHINKIN BANK

REPORT 2024

湖東信用金庫の現況

上半期ディスクロージャー誌

(令和6年4月1日～令和6年9月30日)



未来をこの街とともに

湖東信用金庫

自己資本比率の状況

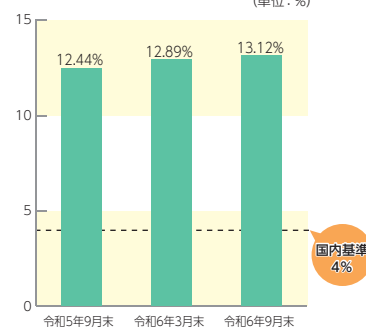
(単位: 百万円)

	令和5年9月末	令和6年3月末	令和6年9月末
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	11,931	11,969	12,009
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	85	172	201
自己資本額 (ハ) = (イ) - (ロ)	11,845	11,797	11,807
信用リスク・アセットの額の合計額	90,563	87,039	85,497
オペレーショナルリスクアセット額*	4,639	4,454	4,454
リスク・アセット等 合計 (ニ)	95,202	91,494	89,952
自己資本比率 (国内基準) = $\frac{(ハ)}{(ニ)} \times 100$	12.44%	12.89%	13.12%

* オペレーショナルリスクアセット額は、オペレーショナルリスク相当額を8%で除した額であり、オペレーショナルリスク相当額の算出は基礎的手法を採用しています。

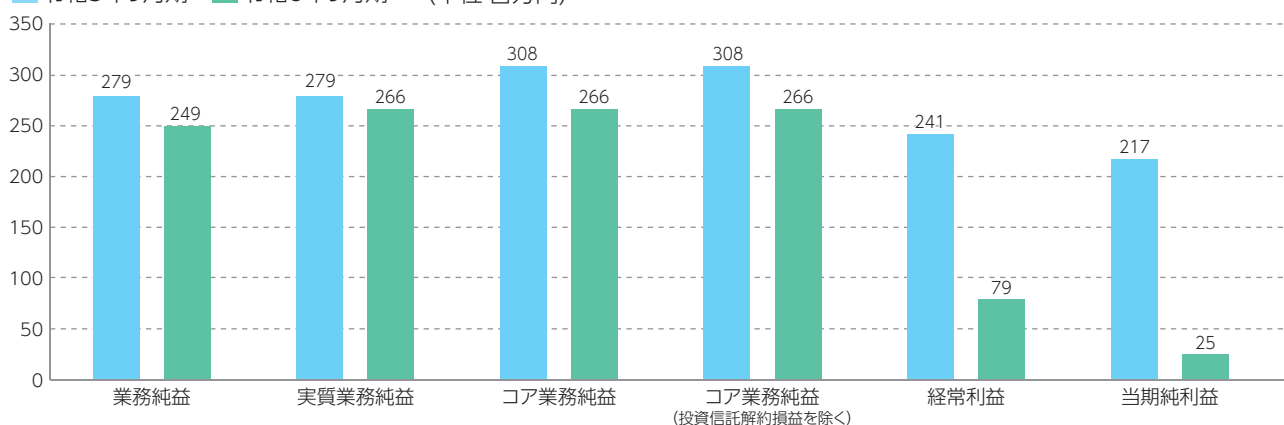
自己資本比率の推移

(単位: %)



損益の状況

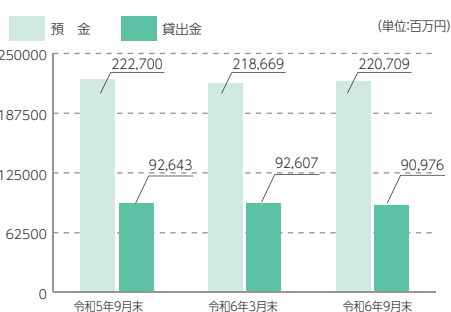
令和5年9月期 令和6年9月期 (単位: 百万円)



* 計数は令和6年9月末現在のものです。
この上半期ディスクロージャー誌は、当金庫が自主的に開示するものであり、会計監査法人の監査を受けておりません。

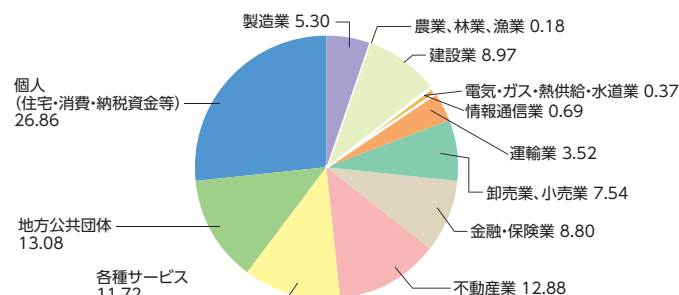
業績の状況

◇預金、貸出金残高

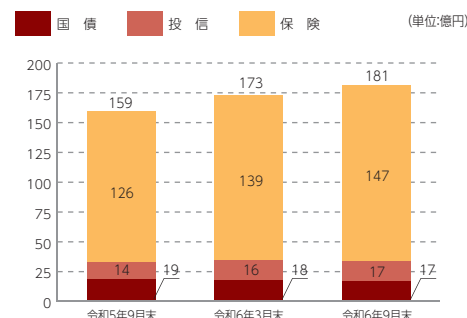


◇貸出金業種別内訳

(単位: %)

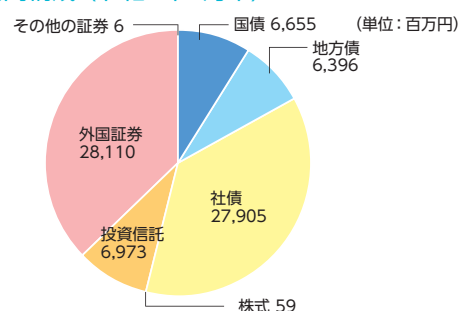


◇預かり資産残高 (国債、投信、保険)



◇有価証券残高構成 (令和6年9月末)

(単位: 百万円)

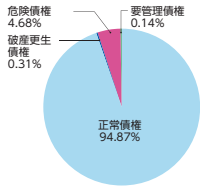


信用金庫法開示債権及び金融再生法開示債権

(単位：百万円)

債権区分	令和6年3月末 開示残高	令和6年 9月末 開示残高 (a)	保全額 (b)			保全率 (b) / (a)	引当率 (d) / (a - c)
				担保・保証等による 回収見込額 (c)	貸倒引当金 (d)		
破産更生債権及び これらに準ずる債権	303	284	284	268	15	100.00%	100.00%
危険債権	3,926	4,273	3,881	3,159	721	90.83%	64.81%
要管理債権	136	131	85	82	3	65.29%	6.77%
三月以上延滞債権	84	82	76	76	0	92.92%	6.77%
貸出条件緩和債権	51	48	8	5	2	17.91%	6.77%
小計 (A)	4,366	4,688	4,251	3,510	740	90.67%	62.87%
正常債権 (B)	88,636	86,670					
総与信残高 (A) + (B)	93,002	91,359					

* 上記開示額は、令和6年9月末を基準日として資産査定を行い、その結果に基づいて区分ごとの債権額を算出しています。したがって、4月1日から9月末までの間の業況変化などによる債務者区分の変更を反映した開示をしています。
* 上半期での必要償却・引当額は、9月末時点の債権残高にて算出しております。
* 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」のうち、無価値と認められる部分（自己査定結果でのIV分類債権）については直接償却扱いとし、減額して開示しています。



有価証券の時価情報

満期保有目的の債券

(単位：百万円)

	種類	令和6年3月末			令和6年9月末		
		貸借対照表 計上額	時 価	差 額	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表 計上額を超えるもの	債 券	127	128	0	406	408	2
	国 債	—	—	—	406	408	2
	地 方 債	127	128	0	—	—	—
	社 債	—	—	—	—	—	—
	そ の 他	200	200	0	100	100	0
	小 計	327	328	0	506	509	2
時価が貸借対照表 計上額を超えないもの	債 券	1,579	1,545	△33	1,669	1,625	△43
	国 債	202	199	△3	202	193	△9
	地 方 債	1,376	1,345	△30	1,466	1,432	△34
	社 債	—	—	—	—	—	—
	そ の 他	3,219	3,073	△146	3,698	3,548	△150
	小 計	4,798	4,618	△180	5,368	5,174	△194
合 計		5,126	4,947	△179	5,875	5,683	△192

その他有価証券

(単位：百万円)

	種類	令和6年3月末			令和6年9月末		
		貸借対照表 計上額	取得原価	差 額	貸借対照表 計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株 式	—	—	—	—	—	—
	債 券	8,680	8,649	31	6,222	6,199	23
	国 債	—	—	—	—	—	—
	地 方 債	852	849	2	300	299	0
	社 債	7,828	7,799	29	5,922	5,899	22
	そ の 他	8,281	8,019	262	8,001	7,713	287
	投資信託	2,564	2,403	161	3,533	3,309	223
	外国証券	5,710	5,612	97	4,461	4,400	61
	その他証券	6	3	3	6	3	2
	小 計	16,962	16,668	294	14,223	13,912	311
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株 式	—	—	—	52	53	△1
	債 券	30,358	31,798	△1,439	32,658	34,362	△1,704
	国 債	6,207	7,013	△806	6,045	7,016	△970
	地 方 債	4,487	4,609	△121	4,629	4,770	△141
	社 債	19,663	20,175	△511	21,983	22,575	△592
	そ の 他	23,058	24,568	△1,509	23,290	24,683	△1,392
	投資信託	3,973	4,499	△526	3,440	3,903	△462
	外国証券	19,085	20,068	△983	19,849	20,779	△930
	その他証券	—	—	—	—	—	—
	小 計	53,417	56,367	△2,949	56,000	59,099	△3,098
合 計		70,380	73,035	△2,655	70,224	73,011	△2,787

(注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。
2. 市場価格のない株式等及び組合出資金（貸借対照表計上額 7百万円）については、上表の「その他有価証券」に含めておりません。

当金庫における苦情処理措置・紛争解決措置等の概要（金融ADR制度への対応）

当金庫は、お客さまからの相談・苦情・紛争等（以下「苦情等」という。）を営業店または営業推進部で受け付けています。

1. 苦情等のお申し出があった場合、その内容を十分に伺ったうえ、内部調査を行って事実関係の把握に努めます。
2. 事実関係を把握したうえで、営業店、関係部署等とも連携を図り、迅速・公正にお申し出の解決に努めます。
3. 苦情等のお申し出については記録・保存し、対応結果に基づく改善措置を徹底のうえ、再発防止や未然防止に努めます。
苦情等は営業店または次の担当部署へお申し出ください。

湖東信用金庫 営業推進部

住 所：東近江市青葉町1-1
受付時間：9：00～17：00（当金庫営業日）
受付媒体：電話、手紙、面談、FAX、E-mail

TEL：0120-160-455
FAX：0748-23-5739
E-mail：info@kotoshin.co.jp

*お客さまの個人情報は苦情等の解決を図るため、またお客さまとのお取引を適切かつ円滑に行うため以外には利用しません。

4. 当金庫のほかに、一般社団法人全国信用金庫協会が運営する「全国しんきん相談所」をはじめとする他の機関でも苦情等のお申し出を受け付けています。詳しくは上記営業推進部にご相談ください。

	全国しんきん相談所（一般社団法人全国信用金庫協会）
1. 住 所	〒103-0028 東京都中央区八重洲1-3-7
2. 電話番号	03-3517-5825
3. 受付日・時間	月～金（祝日、12月31日～1月3日を除く）9：00～17：00
4. 受付媒体	電話、手紙、面談

5. 滋賀弁護士会および東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）が設置運営する仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、上記営業推進部または全国しんきん相談所へお申し出ください。

なお、東京三弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。

その際には、お客さまのアクセスに便利な東京以外の弁護士会をご利用する方法もあります。例えば、東京以外の弁護士会において東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いる方法（現地調停）があります。ご利用いただける弁護士会については、あらかじめ、「滋賀弁護士会、東京三弁護士会、全国しんきん相談所または当金庫営業推進部」にお尋ねください。

名 称	滋賀弁護士会 和解あっせんセンター	東京三弁護士会		
		東京弁護士会 紛争解決センター	第一東京弁護士会 仲裁センター	第二東京弁護士会 仲裁センター
住 所	〒520-0051 滋賀県大津市梅林1-3-3	〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3
電話番号	077-522-3238	03-3581-0031	03-3595-8588	03-3581-2249
受 付 日 時 間	月～金 （祝日、年末年始除く） 9：00～12：00 13：00～16：00	月～金 （祝日、年末年始除く） 9：30～12：00 13：00～16：00	月～金 （祝日、年末年始除く） 10：00～12：00 13：00～16：00	月～金 （祝日、年末年始除く） 9：30～12：00 13：00～17：00

*「顧客保護等管理方針」、「個人情報保護宣言（プライバシーポリシー）」、「金融商品に係る勧誘方針」、「利益相反管理方針の概要」、「当金庫における苦情処理措置・紛争解決措置等の概要」、「お客さま本位の業務運営に関する取組方針」は、店頭に掲示するほか、ホームページ（<https://www.shinkin.co.jp/kotoshin/>）でも公表しております。

マネー・ローンダリング及びテロ資金供与・拡散金融対策の一環としてのお客さまへのお願い事項

マネー・ローンダリング及びテロ資金供与・拡散金融対策の重要性が高まっており、お客さまとのお取引内容、状況等に応じて、次のとおり追加での確認などの対応をさせていただく場合がありますので、ご理解とご協力をお願いします。

- ① 追加のご確認等のため、通常よりお手続きのお時間をいただく場合があります。
- ② 特定の国に居住・所在している方等とのお取引をされる場合は、資産・収入の状況等を従来とは異なる資料のご提示や質問への回答をお願いする場合があります。
- ③ 過去にご確認させていただいた、お客さまの氏名・住所・生年月日や、お取引の目的等を、信用金庫の窓口や郵便等により再度ご確認ください。また、各種書面等のご提示をお願いする場合があります。
- ④ 資料のご提示や質問への回答に適切に対応いただけない場合、やむを得ず新規のお取引をお断りさせていただく場合があります。また既にお取引いただいているお客さまにおかれましては、やむを得ずお取引を制限等させていただく場合があります。

地域密着型金融の取組み

当金庫では、地域金融機関に求められる恒久的使命として、①お取引事業先に対するコンサルティング機能の発揮、②地域の面的再生への積極的な参画、③地域のお取引先に対する積極的な情報発信を主要な3つの柱とし、金融業務を通じた持続可能な地域密着型金融の推進を目指し具体的な取組み方針を策定し推進しています。

①お取引事業先に対するコンサルティング機能の発揮

- ・令和6年度の上半期の創業・新事業支援取組み実績は、7件68百万円でした。
- ・信用金庫業界ならびに自金庫内のネットワークを活用しビジネスマッチングに繋がる情報の共有化に取り組んでいます。
- ・ソーシャル領域やビジネス領域でのマッチングの組成の場となる事を目的として、ソーシャルナイト（京都信用金庫・S認証機構共催）、ソーシャルビジネスセミナー（日本政策金融公庫・京都信用金庫・S認証機構共催）を開催いたしました。



ソーシャルナイト

②地域の面的再生への積極的な参画

- ・振込め詐欺被害防止の啓発、声掛け運動を実施しました。
- ・社会問題の解決や、ESG経営を目指す企業に対し、評価し認証を行う「ソーシャル企業認証制度」に取り組んでいます。
- ・子育て支援・社会貢献活動等の一環として湖東信用金庫理事長杯少年サッカー大会を開催いたしました。



振り込め詐欺防止啓発活動

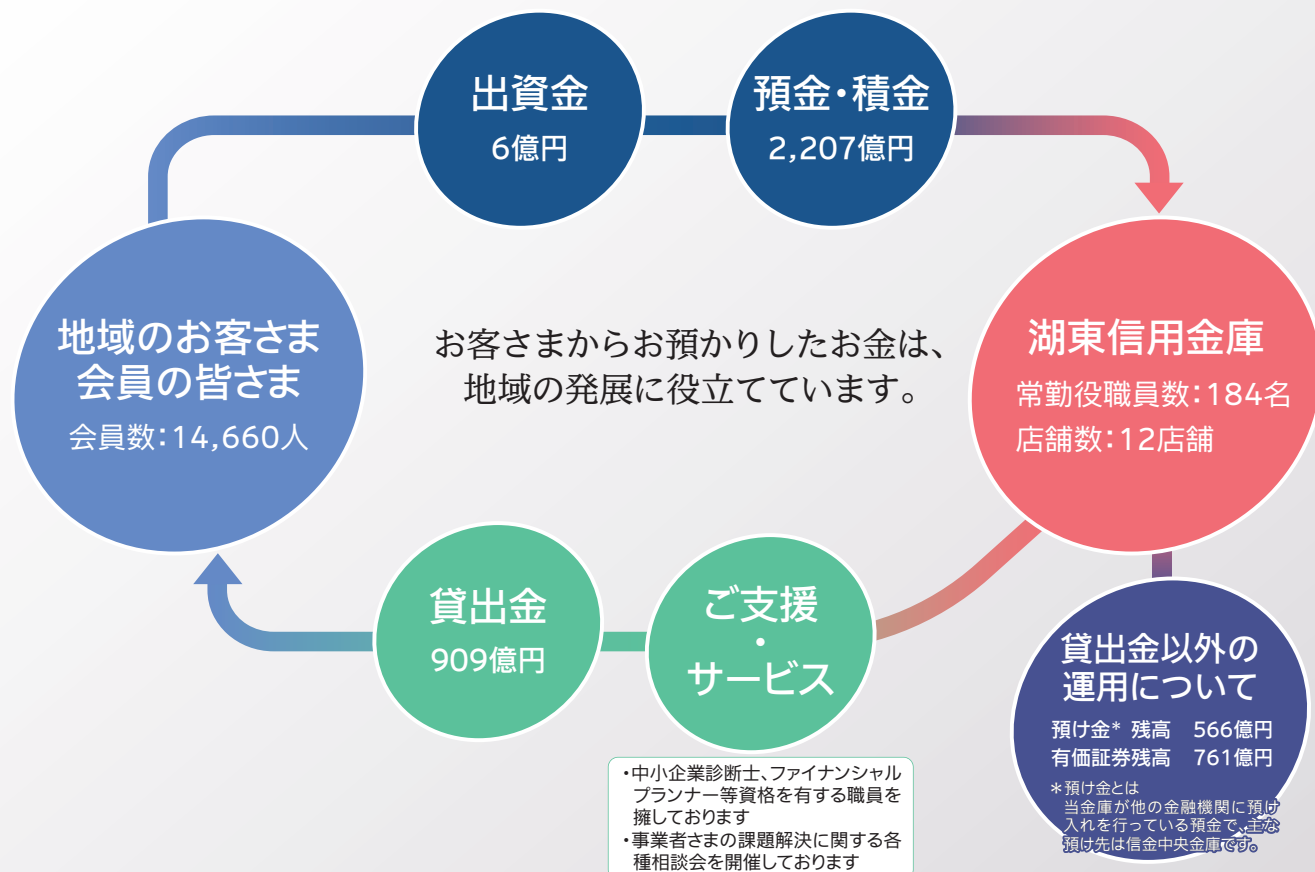


少年サッカー大会

③地域のお取引先に対する積極的な情報発信

- ・お取引さまの事業内容を、「ことしんふれ愛town」として当金庫ホームページ上にて紹介しております。
- ・地域密着活動（CS・CSR）をホームページに公開しています。
- ・ディスクロージャー誌において中小企業支援・地域活性化への取組み内容を発信しました。

湖東信用金庫と地域社会



*計数は令和6年9月末現在のものです。

トピックス



～「ソーシャル企業認証制度 S認証」に参画しています～

湖東信用金庫・京都信用金庫・京都北都信用金庫・但馬信用金庫・玉島信用金庫・枚方信用金庫・龍谷大学ユスソーシャルビジネスリサーチセンターが共同で取組む、社会課題の解決やESG経営を目指す企業に対し経営方針や事業内容、社会的インパクトなどを基準に、評価・認証を行う制度です。本認証によって、社会課題の解決に取組み地域企業が持つ価値を可視化し、成長を促すことで、地域経済の持続可能性向上に資する事を目的としています。

2021年度～2024年度上半期の認証先は1,226先で、当金庫エリアでは76の企業さまが認証を受けて頂きました。

一般社団法人ソーシャル企業認証機構

URL : <https://besocial.jp>



～ことしんフードパークの貸出を開始しました～

2024年7月より、まちの賑わい創出、取引事業者さまの販売機会創出を目的として、毎月1回湖東信用金庫本店西側駐車場をキッチンカー等での飲食販売イベントを行っていただける事業者さまに無料で貸出しております。

出店時間については、午前8時から午後6時を開放しておりますので、好きな時間帯から出店が可能です。1日1組としていますが、イベント代表事業者さまのお仲間が出店したいという場合には、前もってご相談頂ければ、出店可能な場合もございます。

出店情報については随時当金庫ホームページ

(<https://www.shinkin.co.jp/kotoshin/>)

にてお知らせしておりますので、お気軽にお立ち寄りください。

店舗一覧

店舗名	住 所	TEL	夜間預金金庫	貸金庫
本 店	〒527-8687 東近江市青葉町1番1号	0748-22-2020	○	○(自動)
日 野 支 店	〒529-1603 蒲生郡日野町大字大窪538番地	0748-52-0750	○	○
能 登 川 支 店	〒521-1224 東近江市林町73番地	0748-42-2021	—	○(自動)
永 源 寺 支 店※	〒527-0231 東近江市山上町1851番地4	0748-27-1211	—	—
水 口 支 店	〒528-0013 甲賀市水口町宮の前1番17号	0748-62-6691	—	○
緑 町 支 店	〒527-0023 東近江市八日市緑町11番16号	0748-24-1123	—	○
蒲 生 支 店※	〒529-1572 東近江市桜川西町825番地	0748-55-3111	○	○
五 個 荘 支 店	〒529-1443 東近江市五個荘北町屋町348番地1	0748-48-5511	—	○
甲 南 支 店※	〒520-3308 甲賀市甲南町野田556番地	0748-86-7221	—	○
湖 東 支 店※	〒527-0124 東近江市下岸本町81番地6	0749-45-2841	—	○
石 部 支 店※	〒520-3107 湖南市石部東2丁目1番31号	0748-77-8411	—	—
近 江 八 幡 支 店※	〒523-0891 近江八幡市鷹飼町148番地24	0748-38-8820	—	○(自動)

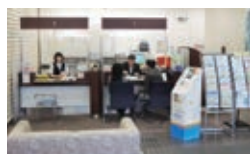
※ 永源寺支店、蒲生支店、甲南支店、湖東支店、石部支店、近江八幡支店において11:30～12:30の間、昼休業を導入しております。

「お客様相談プラザ」を開設しています！～お気軽にご相談ください～

◆取扱内容 ・住宅ローンをはじめとする各種ローン及び年金のご相談※など

◆営業時間 本店営業部 (TEL.0748-20-2557)

・平 日
9:00～15:00
・土曜日
9:00～17:00



日曜・祝日（土曜を除く）、振替休日、12月31日～1月3日はお休みとなります。

※年金のご相談 【本店営業部】 毎週土曜日の9:10～11:50まで
※令和6年12月28日（土）及び令和7年1月4日（土）の本店年金相談はお休みとなります。



〒527-8687 滋賀県東近江市青葉町1番1号
TEL 0748 (22) 2020 FAX 0748 (25) 0620
<https://www.shinkin.co.jp/kotoshin/>



- 用紙: 琵琶湖の環境保全活動を支援する寄付金付びわ湖環境ペーパー
責任ある木質資源や再生資源を使用したFSC®認証用紙
- インキ: 環境配慮型インキ(植物油インキ or ノンVOCインキ)
- 印刷: 有害な廃液を排出しない水なし印刷
- 製造、廃棄に発生するCO₂をカーボンオフセット済
- CO₂排出量: 216.9g/部